

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 944号線	本鵜沼五丁目3178番9地先	4.0	16.6
		本鵜沼五丁目3178番7地先		
2	辻堂 677号線	辻堂元町二丁目3519番2地先	5.0	20.0
		辻堂元町二丁目3519番5地先		
3	六会 904号線	亀井野字下屋敷添1602番25地先	5.0	44.6
		亀井野字下屋敷添1602番30地先		
4	長後 933号線	長後字下分351番8地先	5.0	37.9
		長後字下分355番8地先		
5	御所見 1144号線	葛原字宮沼421番7地先	5.0	34.9
		葛原字宮沼422番10地先		

提案理由

鵜沼944号線ほか4路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。